

EU農政改革による クロス・コンプライアンスの影響

市田知子*

はじめに

1990年代以降、EUは農政の「第1の柱」である価格支持から「第2の柱」である農村地域振興(rural development)に力点を移している。EU農業関連支出に占める「第2の柱」の割合は1割前後で推移していたが、2008年予算では23%にまで拡大している¹⁾。

本稿では、2003年農政改革(実施は2005年から)により、農業者が補助金申請の要件として義務づけられている環境遵守要件、すなわちクロス・コンプライアンスの適用状況や影響について、とくに「第2の柱」の一つである農業環境政策との関わりについて述べることにする。

EU農政改革の概略

EUは1960年代以来、国を越えた農業政策(共通農業政策)を行ってきた。その目的は、当初の食料の安定供給から環境保全、農業や農村のもつ多面的な価値の提供に変化している。

とくに1990年代に始まる共通農業政策改革(CAP改革)は、ガット・ウルグアイ

ラウンドと並行して進められた。UR合意を受けて、EUでは当時、農業関連支出の大半を占めていた価格支持を削減し、代わりに農家に対する直接支払い(価格補償支払い)を導入することになった。

この直接支払いは、本来、UR合意(のちのWTO農業協定)上の制約から「生産刺激的でない」はずであるが、実際にはそれが徹底していなかった。そのことから、2000年、さらに2005年と、直接支払いの支払額や対象を制限する改革が重ねられている。つまり、直接支払いの「デカップリング」(生産からの切り離し)と、「グリーン化」(環境要件の厳密化)の方向に向かっている。

直接支払いが経営所得に占める割合は2005年の時点でEU15カ国平均では30%弱であるが、畑作専業では46%、草地畜産専業では35%と、概して土地利用型の農業経営で重要であることがわかる。

以下、EUの農政改革の経緯を簡単に説明しよう。まず、1993年に始まるCAP改革(マクシャリー改革)では、前述のようにガット・URを背景に、削減対象とされる価格支持から、削減対象ではない直接支払いへの移行が行われた。同時に、やはり削減対象でない農業環境政策、つまりは環

* 明治大学農学部食料環境政策学科

境支払いが特定の環境脆弱地域などとは関係なく、全域的に実施されることになった。

次の「アジェンダ2000」による農政改革では、WTO農業協定と中東欧諸国の加盟準備を背景に、2000年から2006年までの財政枠組が示された。「アジェンダ2000」では、モジュレーション（労働力、所得に応じた一経営当たりの受給額制限）とクロス・コンプライアンス（GAPを受給の前提とすること）により直接支払いの払いすぎに歯止めをかけようとした。同時に、価格支持以外の政策、つまり構造調整政策、条件不利地域政策（LFA補償金）、農業環境政策、EU地域内格差是正のための構造基金（「目標1」と「目標2」地域のうち農村に関わる部分）をすべて束ねて農村地域振興とし、それにLEADERを加えて「CAP第2の柱」として位置づけた。この「アジェンダ2000」の改革により、セクター（農業部門）対象の政策からテリトリー（農村地域）対象の政策へ、という流れが一応、作られたのである。

さらに2005年に始まる現行の農政改革（2003年CAP改革）では、次に述べるような3つの制約をかけることにより、さらに直接支払の払いすぎを防ぐようにした。一つは「単一農場支払い」といって、直接支払の面積当たり単価を作物や品目に関わりなく同額にすることである。具体的には、1993年の農政改革時点で導入された耕種作物や家畜に対する価格補償支払いを2000～2002年の支払い単価を基準に固定化した。二つ目は、「アジェンダ2000」で導入されたモジュレーション、つまり一経営当たりの直接支払い受給額を制限することを義務化した。三つ目は、やはり「アジェンダ

2000」によるクロス・コンプライアンスの内容をEUの中で統一することである。この中には、後述するように土壤保全に関するものも含まれている。

一方、「CAP第2の柱」にはいわゆる地域政策に加え、食品の安全性確保と高品質化、動物福祉が加えられ、ますます多様化した。前述のモジュレーションによる直接支払いの削減が各国に義務づけられ、その削減分が「第2の柱」に回されることもあり、「第2の柱」がEU農業予算に占める割合は増える傾向にある。

「CAP第2の柱」＝農村地域振興の明確化

次に「第2の柱」について述べよう。現行の農政改革の骨子が固まるのとほぼ同時期である2003年末、当時のフィッシュラー農業委員はザルツブルクにてEU閣僚の非公式会合を開催した。そこで農村地域振興の次のフェーズ（2007～2013年）に向けて、農村地域振興をCAPの「第2の柱」としてより明確に位置づけるための改革案を提示した。

フィッシュラーは、農村地域振興のための様々な財政措置を一つの基金にまとめ、プログラム実施も審査も一括して行い、また、プログラムはトップダウンではなくボトムアップで行うことを提案した。それまで同氏がWTO農業交渉等の国際交渉の場で強調してきたヨーロッパ農業の特質、農村のもつ多面的機能や固有の価値に通じる内容である。

欧州委員会は、このフィッシュラーの発言を受けて、共通農業政策財政に関する新しい理事会規則案および財政枠組を2004年

に策定し、農村地域振興に関する行財政の仕組みを以下のように改革した。まず、それまで農村地域振興には環境・景観保全、食品安全、地域ブランド化など多様なプログラムを含んでおり、錯綜していたが、改革後は1)農林業の競争力向上（経営投資助成など）、2)環境および土地の管理（農業環境政策、条件不利地域補償金など）、3)農村経済の多角化および農村での生活の質の向上、4) LEADER（農村経済の多角化促進）の4つの軸（政策の束）に大きく分類し、わかりやすくした。さらに、農村地域振興のための財源を新たに独立した基金（欧州農業農村振興基金：EARDF）にまとめ、プログラム実施に関する支払いや審査の手続きの効率化と簡略化を図った。農村地域振興は現在、理事会規則（No.1698/2005）に基づき2007年から2013年までの7カ年計画で実施されている。

2008年にEUが公表した報告書によれば、EUが7年間に農村地域振興に支出するEARDF総額約900億ユーロのうち、第1軸（第4軸であるLEADERの一部を含む）には33%、第2軸には46%、第3軸には16.5%が配分され、後述する農業環境政策を含む第2軸のウェートが高いことがわかる²。

クロス・コンプライアンスの適用による環境支払基準の厳密化

さて、「CAP第2の柱」の中の第2軸（環境と田園景観の改善）に位置づけられる農業環境政策（環境支払い）は、2007～2013年の予算で見ると、第2軸の中では44%、農村地域振興全体の中でも22%と、いずれも最も高いウェートを占めている。国別には、ベルギー、スウェーデン、オラ

ンダ、デンマーク、イギリスでは第2軸の7～8割を、ドイツでも6割程度を占めている³。

このように環境支払いは拡がりつつあるが、一方で、直接支払い申請要件である環境遵守条件、クロス・コンプライアンス、とくにその中でも「適切な農業および環境の状態の維持」（GAEC）との区別が難しくなっている。一般的には環境支払いの要件を厳密化する方向にある。

EUの農業環境政策は1980年代半ば、農産物過剰、窒素過多による地下水汚染など農業の生産拡大に起因する問題を解決する手段の一つとして開始された。その後は1990年代に始まる前述の共通農業政策改革により対象地域が広がられた。

だが、環境支払いの内容や程度が国によって異なることから、2度目の農政改革である「アジェンダ2000」では支払い基準を厳しくした。環境支払いの対象、すなわち環境便益は「適切な農業活動」すなわちGAP（「適切な農業活動」：Good Agricultural Practices）を上回る行為に限定したのである。それでもなお、GAP自体に国による違いがあったため、EU全体として農業による環境負荷の低減を行うことが難しかった。

環境遵守基準の明確化、EUとしての統一は、2003年農政改革の目玉の一つであり、クロス・コンプライアンスという、農業者が一定の条件を守れば補助金（直接支払い）の申請資格を得るという政策手法と結びついている⁴。この補助金と条件をクロス（交差）させるという手法は、もともとアメリカで1980年代に始まる土壌浸食防止のための休耕プログラムで用いられていた。

EUで2005年から適用されているクロス・コンプライアンスは、当初「共通農業政策による直接支持制度に関する共通ルール」（規則 1782/2003）（現在では同規則に代わる「共通農業政策下の農業者に対する直接支持制度に関する共通ルールおよび農業者に対する特定の支持制度を確立する規則」（規則 73/2009））の付則の中で規定され、それは二つの部分からなる。一つ（付則Ⅲ、現行規則では付則Ⅱ）は、表1に示すように環境、飼料および食品の安全性、動物の健康、動物福祉に関するEUの19の規則・指令であり、これらはいずれも従来、施行されているものである。これらには農業者に対し命令や禁止を示すものばかりではなく、加盟国に対し、その国内法により所定の目的を達成することを要求するものも含まれている。

クロス・コンプライアンスのもう一つの部分（付則Ⅳ、現行規則ではⅢ）は、「適切な農業および環境の状態の維持」（GAEC：Good agricultural and environmental Condition）に関する事項である。具体的には、土壌浸食防止、土壌有機質維持、土壌構造維持、景観要素・生物生息域の保護であり、この詳細は各国が決める。

このように、クロス・コンプライアンスがEUレベルで適用されることは環境支払いに影響を与える。クロス・コンプライアンスと環境支払い基準の違いは一応、以下のように理解することができる。たとえば冬場の何も植わっていない畑に家畜糞尿を散布しないことはクロス・コンプライアンス（硝酸塩汚染からの水質保護指令91/676）の範囲に入り、これを守っているからといって特に優遇されることはないが、違反すれ

表1 EU規則 1782/2003 の第3条、第4条において言及される法令上の経営要件

<環境：2005年から適用>

野鳥保護指令（1979）、地下水の危険物質汚染からの保護指令（1979）、
下水汚泥の農業利用に際しての土壌保全指令（1986）、硝酸塩汚染からの水質保護指令（1991）、
自然生息地・野生動植物相の保護指令（1992）、動物の同定・登録指令（1992）、
耳標・動物パスポート・登録に関する議会・理事会規則（1760/2000）の適用のための委員会
規則（2004）、牛の同定・登録および牛肉の表示に関する議会・理事会規則（1760/2000）、
羊・山羊の表示と登録のシステム導入に関する理事会規則（2003）

<人間、動物、植物の健康：2006年から適用>

農薬販売に関する指令（1991）、畜産におけるホルモン使用禁止（1996）、
食品法の原則・要件を定める議会・理事会規則（2002）、
伝染性海綿状脳症予防・検査・根絶のためのルールを定める議会・理事会規則（2001）、
口蹄疫検査指令（1985）、豚水泡病検査指令（1992）、
ブルータンク病検査・根絶のための特別措置を定める指令（2000）

<動物福祉：2007年から適用>

子牛保護の最低基準を定める指令（1991）、豚保護指令（1991）、
農業目的の動物保護に関する指令（1998）

資料出所：EU規則 1782/2003 付録Ⅲ。

ば罰金を払う、補助金の申請資格を失うなどのペナルティが科される。

一方、草の刈り取り時期を遅らせるなどの行為は環境支払いの対象になる。刈り取り時期を遅らせれば、家畜にとってよい柔らかい草にはならないが、その代わり草花の種類が増え、鳥が巣作りをする。また、農地を囲む生け垣の手入れには時間も費用もかかるが、伝統的な景観が保たれ、虫や鳥の住みかも守られる。これらの行為による所得の損失を公的部門が補填し、報酬を与えるのが環境支払いである。

とはいえ、クロス・コンプライアンスと環境支払い基準の違いは、あくまでも相対的なものである。クロス・コンプライアンスの水準が上がり、環境支払いの基準と同等あるいは上回る場合は、環境支払いの基準がより高度になったり、環境支払いのためのプログラムが縮小したりする。

いずれにせよ、このクロス・コンプライアンスの適用によって、環境支払い基準も厳密化を迫られている。農村地域振興の枠組を決めている理事会規則（No.1698/2005）の中では「直接支払いの申請要件でもある義務的な基準、肥料や農薬の最低必要事項を上回る行為に対する支払いに限る」と明記されている（第39条3.）。

さらに、環境支払いのヘクタール当たりの単価の算定根拠にも変更が加えられた。従来、環境支払いの額は、1)プログラム参加による所得損失分、2)プログラム参加による追加費用、3)農業者の参加意志（インセンティブ）促進分の三つの合計に基づき、このうちの3)は所得損失分の20%以下とされていた。理事会規則（No.1698/2005）の第39条では、インセンティブ経費は廃止

され、代わりに取引コスト（transaction cost）に言及されている（同条4.）。WTO農業協定において削減対象外とされる「緑の政策」の要件に抵触するのを避けるためである。

GAECの内容：ドイツの例

前述のように、クロス・コンプライアンスのうち、「適切な農業および環境の状態の維持」つまりGAEC（Good agricultural and environmental Condition）は、土壌浸食防止など土壌保全に関するものを多く含むが、EUは規則1782/2003の付則IVの中で表2に示すような項目を示すに留まり、詳細は各国が決めている。

ドイツの場合、2005年発効の連邦の法律「直接支払い義務条項法」（Direktzahlungen-Verpflichtungenverordnung、2009年7月までの間に数度改正）の中で「適切な農業および生態学的な状態にある農地の維持」が以下のように定められている⁵。

・土壌浸食防止

- a. 畑地の休耕：12月1日から翌年2月15日までの間、畑地の少なくとも40%は植物が植わった状態にするか、もしくは樹園地の植物残滓を鋤き起こしてはならない。
- b. 段々畑の撤去禁止：ただし、土壌浸食の危険がなければ、州の役所は許可しうる。

・土壌中の有機質の保全および土壌構造の保護

a または b の方法をとる。

- a. 輪作の義務

表2 EU規則 1782/2003 の第5条において言及される適切な農業および環境の状態

課 題	基 準
土壌浸食： 適切な方法による土壌の保全	・最低限の土壌被覆 ・地区限定的な状況を反映した最低限の土壌管理 ・段々畑の保持
・土壌の有機質問題： 適切な方法による土壌の有機質の維持	・最低限の土壌被覆 ・地区限定的な状況を反映した最低限の土壌管理 ・段々畑の保持 - 適用可能な場所での作付けローテーションの基準
・土壌構造維持 ・適切な方法による土壌構造の維持	・適切な機械利用
・最低限のレベルの維持 ・最低限のレベルの維持を保証し、 生息域の悪化を防止する。	・最低限の家畜飼養密度、または（かつ）適切な方法体系 ・永久草地の保全 ・景観要素の保持 ・農地における不適切な植生による浸食の防止

資料出所：EU 規則 1782/2003 付録Ⅲ。

少なくとも3つの作物を含む作付け体系を維持。一つの経営で3つ以上の作物が作付けられている場合、各作物は少なくとも畑作地の15%を占めること。夏作物、冬作物はそれぞれ一つと数え、休耕地は一つの作物に相当する。中間作物は相当しない。多年生作物、永年性作物の場合は、この輪作の義務は除外される。

b. 有機質バランスシート(Humusbilanz)

輪作義務を守らない場合は、畑地について有機質の投入、排出を記録したバランスシートをつけて毎年12月31日までに報告しなければならない。または、少なくとも6年毎に畑地の腐植土成分を科学的に認証された方法によって測定しなければならない。

・農業生産を中止した土地の維持

a. 畑地：義務的休耕または任意に生産を

中止した畑地は緑化する。その場合、自主的緑化でもよい。草の伸長分は粉碎し、畑地全体に散布する（マルチまたは切り藁）。

b. 永久草地：農業用に使われなくなった永久草地では、最低1年に1回は草の伸長分を粉碎し、畑地全体に散布する（マルチまたは切り藁）。あるいは、最低2年に1回は刈り取りし、刈り取り分を除去しなければならない。

畑地でも永久草地でも、野生動物の孵卵期、成長期である4月1日～7月30日を考慮し、この間はマルチ、刈り取り、切り藁はしてはならない。

・景観要素

以下の景観要素は生態学的に価値の高い生息空間を提供し、また、様相を豊かにするがゆえに、撤去されてはならない：生け

垣、樹木の列、畑地の雑木、湿地帯、単独の樹木。

さらに EU 規則 1782/2003 では、その第 3 条において加盟国に永久草地の維持を義務づけている。その仕組みを説明すると、まず 2005 年に農業者が支払い申請に際して報告した農用地面積に対する 2003 年時点の永久草地面積の割合が算出される。そして、永久草地割合が 2003 年時点に比べて 5 % 以上減少していると、草地の鋤返しに際しての許可申請や、再播種や永久草地化が義務づけられる。

ドイツでは各州が毎年、農業者による直接支払いの申請に際し農用地総面積に占める永久草地の割合を計算し、基礎値（2003 年の永久草地割合）と比べる。この割合によって遵守事項が以下のように異なる。

- a. 現在の永久草地割合が基礎値に比して 5 % 未満減少した場合、何の義務もない。
- b. 5 % 以上減少した場合、その州は、草地の鋤返しに際し事前の許可を必要とするという法律を公布する。
- c. 8 % より多く減少した場合、鋤返しをしていない永久草地を経営している直接支払い受給者は、そこに再び播種するか、他の土地を新たに永久草地とするか（永久草地化）を義務づけられる。10 % より多く減少した場合は、再播種または永久草地化をしなければならない。

なお、2005 年の時点ですでに減少率が 8 % もしくは 10 % を上回っている場合は、2003 年から 2005 年の間に鋤返されたすべての農地において再播種または新たな永久草地化を行う。2006 年以降に上回る場合は、それ以前の 24 ヶ月の間に鋤返

した農業者は、その 24 ヶ月間に鋤返した永久草地での再播種もしくは他の農地の永久草地化を行う。

GAEC の各国での適用状況

GAEC の内容は加盟 27 カ国でそれぞれどのように定められているのだろうか。EU 規模で行われた評価調査報告書（2007 年）によれば、EU が定めるべきとする項目には既存の法律や農業環境政策に含まれるものもあり、その場合は、わざわざ新しい規定を設けることはしないこともある。だが、国によってはあらためてクロス・コンプライアンスとして、つまり直接支払を受け取るための条件として農業者に義務づけることにより効果的に作用することを期待している。

土壤保全に関する規定の各国での適用状況はおおよそ以下の通りである⁶。

- 全体的に、土壤浸食、土壤の有機質保持が優先されているのに対し、土壤構造は相対的に考慮されていない。
- 土壤浸食の防止は多くの国々で重視されており、とくに地中海諸国では多くの義務的措置が設けられている。効果が期待される措置には、傾斜地の畑の維持（スペイン、イタリア）、短期的な畔間の溝入れ（イタリア）、等高線に沿った耕作の維持（マルタ）などがある。逆に、例外規定が多い（スペイン）、該当地域があまりに限定されている（オランダ、ポーランド、チェコ、スロヴァキア）などの理由により、ほとんどの農家が土壤浸食防止のための義務的規定に従わないのではないかという懸念もある。なお、ラトヴィア、エストニアでは義務的規定が設けら

表3 GAECの義務的規定が既存の規定を上回ることによる所得への影響

所得への影響が中程度 (moderate) であるもの：

- 最低限維持レベル、ただし直接支払に付随した「法律上の義務」として見なされる（ベルギー：ワロン地方）
- 不適切な植生、マルチ;ジャガイモ生産の輪作制限（キプロス）
- 輪作義務が達成できない場合、土壌検査を要する（ドイツ）
- 急傾斜地でのひまわり栽培の制限（ハンガリー）
- 冬季に緑で被覆する、期間制限による農業コントラクターへの圧力（アイルランド）
- 農業者は不特定の環境措置に関しての増加費用を報告（スロヴァキア）
- かつては農業環境政策で補填されていた追加費用および変化する技術（スロヴェニア）
- 少数の酪農家は草地の生息域、水系に近いトウモロコシ畑、草地の縮小に関する検査に影響を受けているかもしれない（英：ウェールズ）

所得への影響が大きい (considerable) もの：

- 土壌浸食関連要件、草地およびこの目的のために失われた農地への播種（ベルギー：ワロン地方）
- 不耕作草地の維持、撤去の場合は 600 DKK/ha のカット（デンマーク）
- 最低限の永久草地および耕作地の維持（エストニア）
- 不耕作農地および緑の休閑地の刈り取り、刈り取り後の農地の雑草防除、野生オートの拡大を防ぐ（フィンランド）
- 農用地の喪失に起因する環境保全区域 (environmental surface) の最低 3 % の形成（既存の景観要素が考慮できない場合）（フランス）
- 急傾斜の限界地における最低限の維持（ドイツ）
- 推定によれば、地表水かんがいの維持、永久草地の維持、オリーブ園、不耕作地の緑の被覆に相当の費用がかかっている（イタリア）
- 草の刈り取りおよび撤去、排水設備の維持管理（ラトヴィア）
- 不耕作地の草の収穫と撤去（リトアニア）
- 土壌浸食の影響を受ける農場の検査要件（オランダ）
- 防火；もはや耕作できない傾斜地にある乾燥草地で問題を起こしている所をオープンな状態にし、不適切な植生を取り除く（ポルトガル）
- かつての農業政策がGAECに置き換わる（オリーブ園地の地表被覆、段々畑の維持および復元（悪い状態にあり高地の伝統的な農地利用に多大な労働コストを生じさせる場合（エストニア）
- GAEC3：農業者が収穫不可能、収穫が劣悪な場合、浸水土壌に関して、GAEC14：生け垣や水路の保全（2 m 幅）（英：イングランド）
- 家畜や過放牧による土壌浸食（英：スコットランド）

資料出所：Alliance Environment: Evaluation of the application of cross compliance as foreseen under Regulation 1782/2003 Part II: Replies to Evaluation Questions-27/07/2007, p. 45.

れていない。

- 土壌の有機質減少防止のための義務は、たとえば切り株の管理がすでに GAP の一部とされていたように、ほとんど変化

していない。切り株の焼き払いは肯定的に捉えられ、以前から行っている国もある（フランス、南イタリア、ポーランド、スロヴァキア）。地中海諸国は火事リス

クの低減のためによいと捉えている。一方で、土壌の有機質に関して義務的措置をいっさい設けず、効果が期待されない国々もある（デンマーク、エストニア、ハンガリー、北アイルランド）。

- 土壌構造劣化の防止に対する関心は最も薄く、14カ国ではこれに関する GAEC の義務的規定がない。広く適用されている農業機械の適正利用でさえ効果はかなり限られている。
- 最低限の農地の維持管理に関する義務的事項では、多くの国々で農地をオープン（いつでも作付け可能な）状態に保ち、限界地の耕作放棄を防ごうとしている。耕作放棄は多くの中欧諸国では重要課題であるが、一方で CAP のデカップリングや「第2の柱」の施策から大きな影響を受けている。オランダやルクセンブルクでは、農地の価値が高すぎるために耕作放棄が問題視されていない。地中海諸国ではオリーブ園を適切な状態に保つことを義務としている。
- 景観要素の維持に関するルールは、すでにあるものの維持に貢献しうる。ただしイングランドでは、生け垣管理の要件、生け垣の周りに緩衝地帯を作る義務に新たな景観要素が加えられている。
- 休耕地の維持、とくに野生生物を守る採草に関する義務は、動植物の生息域の維持に貢献すると捉えられている。

このように、GAEC で定める内容は各国・地域の気候風土や農法だけでなく、新規加盟かどうかや農地価格などの社会経済条件にも左右されている。

さらに、GAEC の規定が従来の義務的

な規定より厳しくなることによって、農家の所得が減少することがある。これには2パターン、すなわち直接支払と結びつけられたために、守らない限り直接支払いが受け取れないというパターンと、環境支払の対象とならないために所得が減少するパターンとが考えられる。所得への影響度合い、国別の状況を表3に挙げるが、残念ながらいずれのパターンなのかは必ずしもはっきりしない。

おわりに

以上、EU 農政改革や直接支払いの実施により農業者に義務づけられている環境遵守要件、とくに農地の土壌保全、生態系の維持に関する義務的事項が各国でどのように定められているのか、それが環境支払にどのような影響を及ぼすのかをみてきた。クロス・コンプライアンスや環境支払という政策手法が結果的に環境保全をもたらすのかどうかは、農業者のインセンティブにもよるが、検査体制あるいはリスク管理体制、費用対効果などの経済性の点からも検討されなければならないだろう。引用した EU の報告書の中ではこれらの点にも言及されているが、今回は紙幅の都合から割愛させていただく。

¹ European Communities, General budget of the European Union for the financial year 2008 The figures, 18.1. 2008., p. 24.

² Rural Development in the European Union- Statistical and Economic Information-Report 2008, p. 40.

³ 上掲資料、p.45.

⁴ クロス・コンプライアンスは2005年当初、価

格支持補償の直接支払いすなわち「CAP 第 1 の柱」のみに適用され、2007年からは「第 2 の柱」に含まれる以下の 8 つの施策にも適用されている：山間地域の農業者に対する自然ハンディキャップ支払い、山間地域以外のハンディキャップ地域の農業者に対する支払い、Natura 2000 の支払いおよび指令2000/60に関連した支払い、環境支払い、動物福祉支払い、初回の農地林地化、林地の Natura 2000 支払い、森林環境支払い。

⁵ 以下、Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung und Landwirtschaft (BMVEL)(2005), Milensteine der Agrarpolitik

: Umsetzung der europäischen Agrarreform in Deutschland (Ausgabe 2005) に基づく。なお、現行の条文は、連邦法務省の以下の HP に掲載されている。<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/direktzahlverpflv/gesamt.pdf>

⁶ 以下、Alliance Environment: Evaluation of the application of cross compliance as foreseen under Regulation 1782/2003 Part II: Replies to Evaluation Questions-27/07/2007 を参考にしている。

